

「第 14 次 5 か年計画」 国家知的財産権保護および運用計画の印

刷・配布に関する国務院の通知

国発〔2021〕20 号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直属機関宛

ここに、「『第 14 次 5 か年計画』 国家知的財産権保護および運用計画」を印刷、配布する。真剣に徹底、実行されたい。

2021 年 10 月 9 日

国務院

(この文書は公表されるものである)

「第 14 次 5 か年計画」 国家知的財産権保護および運用計画

知的財産権業務に関する中国共産党中央委員会、国務院の決定・配置を徹底、実行し、知的財産権保護を全面的に強化し、知的財産権運用を効率的に促進し、社会全体のイノベーション活力を刺激し、新たな発展の枠組み構築を促進するため、「中華人民共和国国民経済および社会発展第 14 次 5 か年計画ならびに 2035 年長期目標綱要」および「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」に基づきこの計画を策定する。

一. 計画の背景

「第 13 次 5 か年計画」期、党中央委員会、国務院は知的財産権保護業務をさらに優先させ、トップデザインを強化し、一連の改革を計画・推進し、一連の重要政策を公布し、国務院および知的財産権戦略実施業務の部局間連合会議制度を構築、整備し、国家知識産権局を再編し、知的財産権の法令体系を整備し、知的財産権分野の司法改革を推進することにより、知的財産権分野の統治能力および統治水準を効果的に高めた。各地区、各関係部門は 5 年間で「『第 13 次 5 か年計画』 国家知的財産権保護および運用計画」を掘り下げて実施し、知的財産権戦略実施を推進し続け、知的財産権創造能力を着実に高め、中国国内の人口 1 万人あたりの専利保有数は、「第 12 次 5 か年計画」終了時の 6.3 件から 15.8 件に増加した。専利、商標、著作権、植物新品種などの知的財産権件数は世界トップクラスとなり、その質は着実に向上した。知的財産権の運用効果は高まり続け、取引運営はさらに活発化し、移転、実用化水準は絶えず高まり、専利集約型産業の付加価値は国内総生産（GDP）比 11.6%超、著作権産業の付加価値は GDP 比 7.39%超であった。知的財産権保護能力は著しく増大し、保護体系は絶えず整備され、保護能力は向上し続け、知的財産権保護に対する社会の満足度は 80.05 ポイントまで上昇した。知的財産権公共サービス体系はさらに整備され、知的財産権サービス業は発展を加速した。知的財産権人材は絶えず増加し、社会全体の知的財産権の尊重および保護意識は著しく高まった。知的財産権の国際協力は絶えず深化し、世界知的所有権機関、「一帯一路」を共同で構築する国と地域、BRICS 諸国、アジア太平洋経済協力会議などとの知的財産権協力は着実に推進され、「四連動（多国間、周辺諸国間、複数国間、2 国間——訳注）、協調推進」の国際協力の新たな局面を形成した。総合的にみると、「第 13 次 5 か年計画」の主要目標は期限通り完了し、知的財産権事業は大いに発展、飛躍、向上し、知的財産権保護業務は歴史的業績を収め、イノベーション型国家建設および小康社会の全面的完成の目標達成を効果的に支援した。

現在、世界は 100 年に 1 度の非常事態を経験しており、新たな科学技術革命および産業変革が深く発展し、世界の力関係が深く調整され、国際環境は日々複雑化し、不安定さ・不確定さが明らかに増加し、新型コロナウイルス感染症の影響は広範囲で深刻である。中国は今、まさに中華民族の偉大な復興を実現する重要な時期にあり、経済はすでに急速な成長段階から高品質な発展段階に移行し、イノベーション主導による発展戦略が掘り下げて実施され、近代産業体系の構築は推進が加速され、高水準の対外開放は絶えず深化している。イノベーションは発展をけん引する最大の原動力であり、知的財産権を保護することこそがイノベーションを保護することである。知的財産権保護業務は国の統治体系および統治能力の近代化、国民の幸福な生活、国の対外開放の大局、国家の安全保障すべてに関わるものである。現在、知的財産権はイノベーション奨励、ブランド創出、市場秩序の適正化、対外開放拡大にとって徐々に重要な役割を果たすようになってきたが、中国の知的財産権業務は未だ少なからぬ問題と弱点に直面しており、それらは主に次の点に表れている。重要な中核技術分野の質の高い知的財産権の創造が不足し、行政による法執行および司法の連携体制は十分に整備されておらず、知的財産権侵害は容易に多数発生し、侵害は易く、保護は難しいという現象が依然として存在し、知的財産権の移転・実用化効果が不足し、知的財産権サービスの供給は不十分で、海外における知的財産権紛争に対応する能力が不足し、知的財産権制度は経済社会の高品質な発展に対する促進作用をさらに果たす必要があるといったことなどである。「第 14 次 5 か年計画」期において、知的財産権業務を成し遂げるにあたっては、中国国内外の 2 つの大局を統括し、機会とリスクの意識を強化し、危機の中で機先を制し、変局の中で新たな局面を切り開き、知的財産権制度の新たな発展の枠組みの構築促進における重要な役割を十分に果たし、社会主義近代国家の全面的建設のために有力な支援を提供しなければならない。

二. 一般要求事項

(一) 指導思想。

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、中国共産党第 19 回全国代表大会および第 19 期中央委員会第 2 回、第 3 回、第 4 回、第 5 回全体会議の主旨を全面的に徹底する。「五位一体（経済、政治、文化、社会および生態文明の建設——訳注）」の全体配置を統一して推進し、「4 つの全面的（小康社会の全面的実現、改革の全面的な深化、法に基づく国家統治の全面的な推進、全面的な厳しい党内統治——訳注）」戦略配置の推進に協力し、安定を維持しながら前進する業務全体の基調を堅持し、新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を完全に、正確に、全面的に徹底し、新たな発展の枠組みを構築し、高品質な発展促進を主題とし、知的財産権保護の全面的な強化を本筋とし、知的財産権強国建設を目標とし、改革・イノベーションを根本的原動力とすることを堅持し、知的財産権保護業務の体制・仕組み改革を強化し、知的財産権の創造、運用、保護、管理およびサービス水準を全面的に高め、知的財産権の国際協力を掘り下げて推進し、近代化経済体系の構築を促進し、社会全体のイノベーション活力を刺激し、経済社会の高品質な発展を強力に支援する。

(二) 基本原則。

質優先を堅持する。高品質な発展の方向性を揺らぐことなく堅持し、知的財産権業務の数の追求から質の向上への転換促進を加速し、知的財産権の質の高い創造、効果の高い運用、基準の高い保護、水準の高いサービスを促進し、近代化経済体系の構築のためにさらに奉仕する。

保護強化を堅持する。知的財産権の産業チェーン全体の保護を強化し、知的財産権の審査と権利付与、行政による法執行、司法による保護、仲裁・調停、業界の自律、国民の信用などの業務を統一して推進し、厳しく、大いに、迅速に、同様に保護する業務の枠組みを構築し、保護能力を全面的に高め、公平な競争の市場環境整備に力を入れる。

開放協力を堅持する。知的財産権のより大きな範囲、より広い分野、より深いレベルの対外開放を促進し、知的財産権の国際協力を統一して推進し、世界の知的財産権の統治体系構築に積極的に関わり、知的財産権分野の多国間協力を強化し、知的財産権の国際的な影響力および競争力を高め続け、開放型経済成長のために奉仕する。

系統的協力を堅持する。系統的な概念を樹立し、知的財産権業務の協力推進体制を整備し、部門の協力、上下の連動、地域の連携、社会の共同統治を強化し、法律、行政、経済、技術、社会統治などの手段を総合的に運用し、知的財産権分野の系統的な統治効果を高める。

(三) 主要目標。

2025年までに知的財産権強国建設の段階的目標を期限通り完了し、知的財産権分野の統治能力および統治水準を著しく高め、知的財産権事業の高品質な発展を実現し、イノベーション主導による発展および高度な市場体系構築を効果的に支援し、経済社会の高品質な発展を強力に促進する。

——知的財産権保護の新たな段階に向かってまい進する。知的財産権保護の法治化の水準が絶えず高まり、知的財産権保護の連携体制がさらに整備され、知的財産権侵害の懲罰的賠償制度が効果的に実施され、権利侵害が容易に多数発生する現象を効果的に抑制し、知的財産権保護に対する社会の満足度が高い水準に達し、かつそれを維持し、重要な中核技術分野の高品質な知的財産権がより多く出現し、産業チェーン、サプライチェーンの近代化水準を効果的に高め、知的財産権制度によるイノベーション促進の基本的な保障作用を十分に果たす。

——知的財産権運用において新たな効果を収める。知的財産権の移転・実用化の体制・仕組みがさらに整備され、知的財産権帰属制度がさらに整備され、知的財産権の移転がより順調に行われるようになり、知的財産権の移転効果が著しく高まり、知的財産権の市場価値がさらに顕著になり、専利集約型産業の付加価値および著作権産業の付加価値のGDP比が着実に高まり、産業の構造転換・高度化および新興産業のイノベーションによる発展を促進する。

——知的財産権サービスが新たな水準に到達する。知的財産権の情報化・スマート化に向けたインフラ整備が著しい効果を収める。知的財産権保護はオンライン・オフラインの融合的発展を実現し、知的財産権公共サービス体系がさらに整備され、知的財産権サービス業が秩序立って発展し、サービス機関の専門化水準が著しく高まり、イノベーションの成果の恩恵がよりよく国民に及ぶようさらに促進する。

——知的財産権の国際協力が新たな進展を収める。世界の知的財産権統治体系における中国の役割がより顕著になり、知的財産権の国際協力がさらに強力になり、「一帯一路」知的財産権協力が新たな進展を実現し、海外における知的財産権取得・保護能力をさらに高め、高水準の対外開放を強力に推進する。

「第14次5か年計画」期における知的財産権の発展の主な指標

指標	2020年	2025年	累計付加価値	性質
1. 人口1万人あたりの高価値専利保有数 ^① (件)	6.3	12	5.7	予期性
2. 海外における専利取得数 (万件)	4	9	5	予期性
3 知的財産権担保融資の登録金額 ^② (億元)	2180	3200	1020	予期性
4. 知的財産権使用料の年間輸出入総額 (億元)	3194.4	3500	305.6	予期性
5. 専利集約型産業の付加価値のGDP比 (%)	11.6 ^③	13.0	1.4	予期性
6. 著作権産業の付加価値のGDP比 (%)	7.39 ^④	7.5	0.11	予期性
7. 知的財産権保護に対する社会の満足度 (点)	80.05	82	1.95	予期性
8. 知的財産権民事第一審訴訟服判息訴率 (%)	-	85		予期性

注：①「人口1万人あたりの高価値専利保有数」とは中国居住人口1万人あたりの国家知識産権局に認定された次に掲げる条件のいずれかに該当する有効専利数をいう。1. 戦略的新興産業の専利。2. 海外のпатентファミリーの専利。3. 10年以上維持されている専利。4. 比較的高い担保融資金額を獲得している専利。5. 国家科学技術賞、中国専利賞を受賞した専利。

②「知的財産権担保融資の登録金額」とは国家知識産権局の登録を経た知的財産権の担保融資金額をいう。

③、④は2019年の値。

三. 知的財産権保護の全面的強化、社会全体のイノベーション活力刺激

(四) 知的財産権の法律政策体系の整備。

知的財産権法令を整備する。知的財産権の基礎的法律研究を実施する。専利法、商標法、著作権法、独占禁止法、科学技術進歩法、電子商取引法などの関連法令の改正・整備を統一して推進する。地理的表示、営業秘密などの分野の立法を強化し、営業秘密保護規定を公布する。集積回路設計法規を整備する。植物新品種保護条例の改正を推進する。中医薬伝統知識保護条例を制定する。国防整備に繋がる知的財産権法律制度を整備する。知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を全面的に構築・実施し、損害賠償力を拡大する。知的財産権裁判規則に適合する特別手続法制度の構築・整備を検討する。科学技術の進歩および経済社会の発展の需要に対応し、法に基づき知的財産権法令の立案、改正、撤廃、解釈を速やかに推進する。

(中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、科学技術部、工業・情報化部、司法部、農業農村部、商務部、国家衛生健康委員会、市場監督管理総局、国家国防科技工業局、国家林業・草原局、国家中医薬局、国家知識産権局、中央軍事委員会装備発展部などが職責に応じて責任を分担する)

コラム1 営業秘密保護プロジェクト

営業秘密の保護政策を整備する。行政による法執行手続を整備し、処罰基準を細分化する。刑事司法手続を整備し、営業秘密の行政による法執行と民事、刑事司法裁判との連携協力を強化し、立証責任を合理的に定める。営業秘密の司法鑑定能力養成を強化し、司法の鑑定水準を高める。

市場主体の営業秘密保護能力を高める。業界団体の営業秘密保護・自主規制を推進し、市場主体の全面的な営業秘密管理制度の制定および忠実な実行を指導し、条件の整った地域において国家レベルの営業秘密保護拠点設置を推進する。越境営業秘密保護支援体系を構築、整備する。営業秘密保護および法的リスク研修を実施し、市場主体、特に中小企業の営業秘密保護意識を高める。(市場監督管理総局が主導し、最高人民法院、最高人民検察院、公安部などが職責に応じて責任を分担する)

知的財産権保護政策を整備する。ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野、新業態の知的財産権保護制度を整備する。データの知的財産権保護規則の作成を検討する。オープンソースの知的財産権および法律体系を整備する。電子商取引分野の知的財産権保護体制を整備する。遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分制度を整備し、部門にまたがる生物遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分情報の共有制度を確立する。伝統文化、民間文芸、伝統知識などの分野の保護方法を制定する。無形文化財に関わる知的財産権保護制度を確立する。スポーツ競技番組、バラエティ番組、オンライン生放送などの分野の著作権保護制度を整備する。「紅色經典」などの優れた舞台・芸術作品の著作権保護措置を整備する。服飾デザインなどのファッション産業の知的財産権保護政策を整備する。医薬品専利紛争の早期解決体制を整備し、関連措置を制定する。中医薬分野の専利審査および保護体制を整備する。環境配慮型技術の知的財産権保護制度を整備する。高等教育機関の知的財産権保護管理規定を整備する。知的財産権侵害の損害評価制度を確立する。(中央宣伝部、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、最高人民法院、教育部、財政部、生態環境部、文化・観光部、市場監督管理総局、国家新聞出版広電総局、国家林業・草原局、国家中医薬局、国家薬品監督局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する)

コラム2 データの知的財産権保護プロジェクト

データの知的財産権保護規則を制定する。データの知的財産権の属性を掘り下げて検討し、データの知的財産権保護関連立法研究の実施を模索し、データの知的財産権保護に関わる法令整備を促進する。データの知的財産権保護政策を整備し、等級・分類別データの知的財産権保護モデルの構築を模索する。データの知的財産権保護の業界規範の構築を促進し、データの生産、流通、利用、共有過程における知的財産権保護を強化する。データの知的財産権保護の国際ルールを制定を検討する。

データ資源の利用とセキュリティ保護を促進する。条件の整った地域におけるデータの知的財産権保護および運用試行を支援する。個人情報のセキュリティおよび国家のデータセキュリティを保護した上で、データ要素の合理的な移動、効果的な保護、十分な利用を促進する。データの知的財産権保護の国際協力および交流を積極的に実施する。（中央宣伝部、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、最高人民法院、外交部、工業・情報化部、公安部、司法部、商務部、市場監督管理総局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

国家安全を守る知的財産権政策を整備する。国家の安全に関わる重要な中核技術の知的財産権保護規則の制定を検討する。法に基づき国家の安全に関わる知的財産権の海外への譲渡行為を管理し、知的財産権の海外譲渡審査制度を整備する。知的財産権の独占禁止、公正競争の関連法令および政策措置を整備する。中国の知的財産権関連法律規定の国外適用を推進する。輸入貿易に関する知的財産権について国内保護制度の構築を検討する。越境電子商取引の知的財産権保護規則を整備する。（中央宣伝部、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、国家発展改革委員会、科学技術部、工業・情報化部、商務部、市場監督管理総局、国家国防科技工業局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

（五）知的財産権の司法による保護の強化。

知的財産権の司法による保護体系を整備する。知的財産権の司法資源の配置を強化し、知的財産権の裁判体系整備を強化する。知的財産権事件の上訴体制を整備し、専門裁判所設置を整備する。知的財産権の民事、刑事、行政事件の「三審合一」裁判体制改革を掘り下げて推進する。知的財産権の検察体制・仕組みを整備する。裁判体制、検察体制に対応する事件管轄制度および協調体制を構築、整備する。知的財産権に関する司法事件の複雑さによる分類体制を整備し、知的財産権裁判の特徴に対応した簡易な手続の試行を実施し、裁判の質と効率を高める。当事者が申請した知的財産権紛争の行政による調停協議の司法確認制度を模索する。行政区にまたがる知的財産権事件審理体制の整備を促進し、裁判所の事件指定管轄体制の役割を十分に果たし、地方による保護を効果的に取り除く。（最高人民法院、最高人民検察院などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権の司法による保護能力を高める。司法による保護と、行政の権利確認、行政による法執行、調停、仲裁、証拠保全などの段階における情報交換と共有を強化し、行政による法執行基準と司法裁判基準の統一を促進し、有機的に連携し、長所を相互補完する運営体制を形成する。民事司法による保護を強化し、知的財産権事件の規則に適合する訴訟規範の制定を検討する。刑事法および司法解釈を整備し、刑事取締り力を拡大し、知的財産権分野の行政による法執行の刑事司法移送基準および刑事事件の立件・訴追基準を正確に適用し、刑罰の適用を適正化する。知的財産権の司法業務人員の育成、選考を強化し、技術調査官の人材育成を強化する。（最高人民法院、最高人民検察院、公安部などが職責に応じて責任を分担する）

（六）知的財産権の行政による保護の強化。

知的財産権の行政による保護体制を整備する。知的財産権保護のマクロ管理、地域協調および海外統括などにおける中央の職権を強化する。知的財産権を迅速に保護する機構の設立を強化する。条件の整った地域において国家知的財産権保護試行モデル区を設置する。知的財産権の行政による法執行指導制度構築を強化する。行政保護技術調査官制度を構築する。知的財産権侵害紛争の行政裁決制度を整備する。地域、部門にまたがる知的財産権の行政による保護協力体制を整備する。商業、貿易流通分野の知的財産権保護を強化し、商品取引市場の知的財産権保護に関する国家規範を制定し、知的財産権保護が規範化された市場構築を推進し続け、消費市場を適正化する。（国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、文化・観光部、市場監督管理総局などが職責に応じて責任を分担する）

コラム3 知的財産権保護機構設置プロジェクト

知的財産権保護機関のサービス能力を高める。競争優位産業クラスター地区に知的財産権保護センターを配置して建設し、知的財産権の迅速な協力保護体系を構築し、迅速な審査、権利確認、権利保護が一体となった知的財産権ワンストップ

トップ総合サービスを提供し、知的財産権の迅速な共同保護運用管理能力の向上を加速する。人員配置およびプロ化、専門化を強化し、人材選考体制および管理インセンティブ体制を最適化し、研修を強化し、知的財産権保護の資質の高い複合型人才を育成する。

権利保護支援の統括、協調を強化する。部門の協力および地域の協力を強化する。権利保護支援体系の末端への普及を促進し、中国知的財産権保護支援オンラインサービスプラットフォームを整備し、全国権利保護支援資源の整理統合を強化し、権利保護支援サービスの全国ネットワークを構築する。（国家知識産権局が責任を負う）

知的財産権の行政による保護効果を高める。知的財産権侵害および模倣品・粗悪品製造販売全国取締まり業務指導部会の役割をさらに果たし、部門の協同・協力を強化し、重要分野、重点段階、重点地域の行政による法執行特別行動を実施し、専利詐称、商標権侵害、著作権侵害、地理的表示侵害・模倣などの違法行為を重点的に取り締まる。行政処罰を強化し、権利侵害紛争の行政裁決を強化し、悪意のある権利侵害、繰り返しの権利侵害、グループによる権利侵害を効果的に抑制する。専利、商標権侵害の判断基準を整備する。植物新品種保護体系の構築を強化する。知的財産権の税関における保護を強化する。特殊標章、公式標章、オリンピック標章の保護を強化する。知的財産権の行政による法執行および行政裁決の人員配置および能力養成を強化し、知的財産権の行政による法執行における設備の近代化・スマート化水準を高め、新たな技術手段を利用して苦情申立て・通報ルートを設置し、権利侵害・模倣行為を取締る効率および正確さを高める。法に基づき知的財産権の濫用行為を規制し、知的財産権濫用関連制度を絶えず整備する（中央宣伝部、農業農村部、文化・観光部、税関総署、市場監督管理総局、国家林業・草原局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）。

コラム4 植物新品種保護体系構築プロジェクト

植物新品種の保護体制・仕組みを整備する。実質的な派生品種制度の構築を促進し、「植物の新品種の保護に関する条約」（UPOV）1991年改正条約加盟を検討し、種苗業の自主イノベーションを効果的に奨励する。国家植物品種検査の徐州センター、三亜センターの建設を加速し、育成者権の地域的審査協力センターおよび第三者検査機関の設立を模索する。国家遺伝形質データベース、遺伝物質保存データベース、無性生殖植物保存畑などのインフラ整備を加速する。国際検査報告相互認証体制の構築を加速し、国際オンライン申請プラットフォームの構築に深く関わり、海外における育成者権出願を奨励する。

植物新品種保護能力を高める。権利保護、模倣取締り特別行動を大規模に実施し、育成者権の行政による法執行、事件取締りを強化し、代表的な事例を定期的に社会全体に公表する。品種保護専門審査官制度の構築を模索し、国家品種保護育成拠点を設置し、種苗業の知的財産権管理、新品種審査試験、行政による法執行、政策研究などの分野の資質および専門性の高い人材を育成する。（農業農村部、国家林業・草原局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

コラム5 地理的表示保護プロジェクト

地理的表示保護の強化行動を実施する。地理的表示の統一認定および総合的保護体制の構築を推進する。地理的表示専用標識の使用許可改革の試行を強化し、地理的表示専用標識の使用に係る管理監督を強化し、市場主体の地理的表示専用標識に係る使用率80%以上の達成を促進する。新たな地理的表示の保護基準体系を構築し、地理的表示保護の国の基礎的な一般規格の制定を推進する。地域の特色ある農産品資源の全面調査を実施し、資源目録を作成する。国の地理的表示製品の保護モデル区を100か所設置し、地理的表示保護管理監督年度報告制度を整備する。地理的表示連動保護体制の構築を模索し、生産地、流通地、販売地が連携して地理的表示の侵害違法行為を取り締まる業務の枠組み形成を促進する。（国家知識産権局が主導し、市場監督管理総局、農業農村部などが職責に応じて責任を分担する）

地理的表示のある農産品保護プロジェクトを実施する。自生地の遺伝形質資源および特色ある品種の保護、育成を強化し、特色ある品質保持技術の集積および監視を強化し、生産環境の保護および施設条件の改善を強化し、地理的表示のある農産品の品質技術規程を整備し、産業チェーン全体の標準化を推進し、地理的表示のある農産品の中核拠点を創

出する。地理的表示のある農産品と、環境配慮型有機農産品、重要農業文化遺産などとの融合的発展を推進し、地域の農産品公用ブランドを創出する。地理的表示のある農産品の品質安全管理監督を強化し、トレーサビリティ管理を全面的に実施する。地理的表示のある農産品の栽培、保護および発展体制を構築、整備する。（農業農村部、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

（七）知的財産権の共同保護の強化。

知的財産権紛争の多様な解決体制を整備する。知的財産権の調停機構、仲裁機関、公証機関を育成、発展させる。業界団体、商工会の知的財産権保護の自主規制・情報交換体制構築を奨励する。知的財産権の調停、仲裁、公証、社会監督などの人材の選考、育成、管理、インセンティブ制度を構築、整備する。知的財産権紛争の苦情申立て受理、訴訟調停の橋渡し、調停仲裁の橋渡し、行政による法執行と調停仲裁の橋渡しなどの体制整備を促進する。権利保護支援のソーシャルガバナンスモデルを模索し、高等教育機関、社会団体などの権利保護支援業務を奨励する。知的財産権侵害紛争の検査、鑑定業務体系を構築、整備し、知的財産権鑑定機関の専門化、規範化の整備を強化し、知的財産権鑑定技術規格の確立を促進する。国防分野の知的財産権紛争の多様な処理体制を構築する。（国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、最高人民法院、司法部、国家国防科技工業局、中央軍事委員会装備発展部、中国国際貿易促進会などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権分野の誠実信用体系構築を強化する。知的財産権分野における信用を基礎とする等級・分類別管理監督モデルの構築を推進し、地方による業務試行を積極的に支援する。専利、商標、著作権などの分野を網羅する信用情報基礎目録を作成する。知的財産権分野の承諾制の構築を推進する。知的財産権分野の重大な信用失墜主体リスト認定基準および手続を体系化し、法令に基づき重大な信用失墜主体に対し懲戒を行う。知的財産権信用回復制度の構築を推進する。全国知的財産権信用情報共有プラットフォームと全国信用情報共有プラットフォームとのデータ共有実現を促進する。（中央宣伝部、国家発展改革委員会、農業農村部、人民銀行、市場監督管理総局、国家林業・草原局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

（八）知的財産権の根源の保護強化。

高品質な知的財産権の創造を促進する。質の高い創造支援政策を整備し、人工知能、量子情報技術、集積回路、基盤ソフトウェア、生命科学、脳科学、動植物の育種法、宇宙科学技術、地層・深海探査などの分野の自主的な知的財産権創造および蓄積を強化する。国家科学技術計画プロジェクトの知的財産権管理を強化し、立案、実施の各段階において重点プロジェクトの科学技術の成果の知的財産権配置および品質管理を強化する。専利の資金援助・奨励などのインセンティブ政策および審査評価体制を改善する。高品質な発展の方向性を強調する。無形資産評価制度を整備し、インセンティブと管理監督とを調整する管理体制を形成する。（科学技術部、工業・情報化部、財政部、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権の審査の質と効率を高める。イノベーションによる発展の需要に対応した知的財産権の審査管理体系を整備し、専利、商標の審査協力体制を最適化する。専利商標審査機関の能力水準を高め、専利、商標、著作権、地理的表示、植物新品種の全プロセス審査における質の管理を強化し、知的財産権の権利付与、権利確認の質を高める。専利、商標審査業務の細分化管理水準を高め、審査資源の配置を改善し、スマート化技術の運用を強化し、審査効率を高め、審査期間を短縮する。専利、商標審査モデルを整備し、審査と産業発展との政策協調および業務連携を強化し、産業の環境配慮型化および新分野、新業態のイノベーションによる発展など、社会からの多様な需要を満たす。（中央宣伝部、工業・情報化部、農業農村部、国家林業・草原局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

コラム 6 一流専利・商標審査機関設置プロジェクト

高水準の審査人材を育成する。世界の先進的な水準を目指し、審査人材の育成体系を整備し、人材配置を最適化し、保障・インセンティブ体制を整備し、審査官の職業に対する誇りを高める。

審査のスマート化、円滑化の水準を高める。ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能などの技術を支えとし、スマート審査およびスマート検索を中核とし、スマート分類の構築を強化し、専利、商標の審査システムのスマート化を推進する。遠隔審査の保障を最適化する。データ資源の保障を整備し、基礎データの完全性、安全性、信頼性、適用性を高める。

審査の質を高める。専利審査指南を適時修正し、専利出願指南を制定し、商標審査審理基準を整備し、専利・商標審査の質の保障および評価体系を構築、整備する。審査業務指導体系の協力を強化する。専利審査の質に対する顧客満足度指数を 85 以上に保ち、商標審査の質に対する満足度を高い水準に保つ。

審査効率を高める。特許審査期間を 15 か月以内に短縮し、専利無効審判期間を 6 か月以内に制限し、商標変更および更新の初回審査期間を 15 日以内に短縮し、商標譲渡初回審査期間を 1 か月以内に短縮し、商標拒絶査定不服審判の平均審理期間を 5.5 か月以内に短縮し、商標異議申立ての審理期間をさらに短縮する。(国家知識産権局が責任を負う)

知的財産権の出願、登録の質の管理監督を強化する。質・価値志向型知的財産権統計指標体系を整備し、知的財産権の質の統計・監視およびフィードバック体制を整備する。専利出願、商標登録および著作権登録の行為を適正化し、イノベーションの保護を目的としない非正常専利出願および代理行為ならびに使用を目的としない悪意のある商標登録および代理行為を厳しく取り締まり、法令に基づき関連行為を処分する。信用の管理監督および業界の自主規制を強化し、資格のない専利代理などの法令違反行為を厳しく取り締まる。(国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、国家統計局などが職責に応じて責任を分担する)

四. 知的財産権の移転・実用化効果の向上、実体経済のイノベーションによる発展の支援

(九) 知的財産権の移転・実用化体制・仕組みの整備。

国有知的財産権の権益分配改革を推進する。国家戦略の科学技術力を強化し、科学技術の成果の使用権、処分権、収益権の改革を強化し、科学技術研究者が職務上得た科学技術の成果の所有権または長期使用権の付与試行を実施する。高等教育機関および科学研究機関の知的財産権自主処分権を十分に付与し、権利、義務が同等の知的財産権実用化収益分配体制の構築を促進する。国有企業の知的財産権の実用化の奨励および報酬制度を効果的に実行する。国有企業・事業単位の知的財産権移転・実用化の意思決定体制を整備する。(国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、財政部、人的資源・社会保障部、国務院国有資産監督管理委員会、中国科学院、国家国防科技工業局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する)

知的財産権運用サービス体系を改善する。重点産業分野および産業クラスター地区における知的財産権運用センターの設立を推進する。総合的知的財産権運用サービスプラットフォームを育成して発展させ、サービスモデルを刷新し、知的財産権の実用化を促進する。高等教育機関および科学研究機関が知的財産権取引運用機関の設立を強化し、知的財産権の実用化能力を高めることを支援する。知的財産権運用に係る専門人材の育成を強化する。開放専利制度および運用体制を構築、整備する。専利技術供給ルートを広げ、専利技術需給の橋渡しを推進し、専利技術の実用化・実施を促進する。知的財産権取引の適正化を指導し、知的財産権質権設定登録および譲渡許可届出管理制度を整備し、データの収集分析および開示・利用を強化する。知的財産権移転、実用化状況の統計調査を強化する。(中央宣伝部、教育部、科学技術部、財政部、国家統計局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する)

知的財産権金融を積極的かつ着実に発展させる。知的財産権の担保融資体系を改善し、知的財産権の担保融資リスク管理体制を整備し、担保物の処分体制を整備し、知的財産権質権設定情報プラットフォームを構築する。銀行の内部審査管理モデルの刷新を支援し、金融機関銀行業による単独融資計画の活用および不良率審査の改善などの管理監督政策を推進し、リスクコントロールの前提の下、知的財産権の担保融資規模を拡大する。知的財産権保険、信用担保などの金融商品の刷新を奨励し、知的財産権の実用

化を支援する金融の役割を十分に果たす。自由貿易試験区および自由貿易港における知的財産権金融サービスの刷新を推進する。知的財産権の価値評価体系を整備し、スマート化された知的財産権評価ツールの開発を奨励する。(国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、国家発展改革委員会、財政部、人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会などが職責に応じて責任を分担する)

産業の知的財産権の共同運用を促進する。企業、高等教育機関、科学研究機関による知的財産権の協力強化を促進し、委託契約による研究開発および自己資金投入によるイノベーションを指導する。重要な中核技術の難関攻略協力をめぐる専利配置および運用を強化する。産業専利のナビゲーションプロジェクト・意思決定体制の構築を指導し、戦略的新興産業の発展モデルを最適化し、産業クラスターのイノベーションによるけん引力を増強する。デジタル経済、スマート製造、生命科学、新素材などの分野における産業知的財産権連盟構築、産業のпатентプール構築を推進する。技術、専利と規格の共同発展を促進し、規格に必要な専利許可ガイドラインの制定を検討し、イノベーション主体が自主研究開発した知的財産権を技術規格に転換することを指導する。知的財産権の軍民双方向転換業務体制を整備する。(教育部、科学技術部、工業・情報化部、市場監督管理総局、中国科学院、国家国防科技工業局、国家知識産権局、中央軍事委員会装備発展部などが職責に応じて責任を分担する)

コラム7 専利ナビゲーションプロジェクト

専利ナビゲーション業務体系を整備する。地方の専利ナビゲーション産業に係る発展関連実行措置の公布を促進し、企業、高等教育機関、科学研究機関、業界団体などを率いて専利ナビゲーションガイドラインの国家規格の実施を推し進め、専利ナビゲーションサービス、評価、訓練および組織・実施の標準化の指導的役割を強調する。専利ナビゲーション理論の研究、実務指導、技術支援を強化し、専利ナビゲーション業務指導センターの建設を促進し、重点地域、重点産業団地における専利ナビゲーションサービス拠点の建設を支援する。専利ナビゲーションのモデルプロジェクト構築を展開し、専利ナビゲーションプロジェクトへの評価を強化し、専利ナビゲーションの市場化サービスの規範化を指導する。

専利ナビゲーションの運用モデルを掘り下げる。産業データ、専利データを基礎とした専利ナビゲーションの意思決定メカニズムを整備し、専利ナビゲーションサービスモデルを刷新し、専利ナビゲーションの高度な応用シーンを構築する。専利ナビゲーションのデータ製品、分析ツールおよび応用プラットフォーム開発を組織する。重点分野、重点産業における専利ナビゲーションプロジェクト実施を促進し、重要な中核技術の難題を指導し、産業の専利配置を強化し、産業チェーン・サプライチェーンの安定性および安全性の保障を後押しする。(国家知識産権局が主導し、教育部、科学技術部、工業・情報化部、中国科学院が職責に応じて責任を分担する)

(十) 知的財産権の移転および実用化収益の向上。

イノベーション主体の知的財産権管理効率を向上させる。イノベーション主体が知的財産権管理の標準化体系構築を強化すること、およびイノベーション過程において知的財産権管理の国際規格を実施することを促進する。中央国有企業が知的財産権の業務体系を構築、整備することを促進し、国際競争で優位性を持つ知的財産に強い企業を創り出す。中小企業の知的財産権戦略推進プロジェクトをより深く実施する。企業、高等教育機関、科学研究機関の知的財産権に係る優位性の向上および構築業務を等級・分類ごとに展開する。イノベーション主体が知的財産権に係る資産の管理制度を構築、整備することを指導し、企業が知的財産権に係る会計情報の公開業務を適切に行うよう促進する。財政支援された科学研究プロジェクトによる知的財産権形成に係る声明制度および監督管理メカニズムを構築、整備する。(教育部、科学技術部、工業・情報化部、財政部、國務院国有資産監督管理委員会、税務総局、市場監督管理総局、中国科学院、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する)

コラム8 中小企業向け知的財産権戦略推進プロジェクト

知的財産権の管理水準を向上させる。条件の整った中小企業が企業の知的財産権管理基準について国家規格を実施することを奨励し、中小企業の知的財産権委託管理サービスに力を入れる。

知的財産権の運用能力を向上させる。工業従事企業の知的財産権の運用試行業務を展開し、知的財産運営プラットフォームおよび運営ファンドの役割を発揮させ、中小企業による知的財産権の移転および実用化を促進し、国有企業が買収などの方式を通じて中小企業の知的財産権の移転・実用化を支援することを奨励し、中小企業の知的財産権の権利保護の支援業務メカニズムを整備する。

中小企業の知的財産権に係る融資チャネルを開拓する。各種金融機関による知的財産権金融サービスの革新を奨励し、金融商品の供給を充実させ、中小企業が知的財産権に質権を設定し融資を得ることへの支援に力を入れ、リスク分担補償メカニズムを整備する。（工業・情報化部が主導し、中央宣伝部、人民銀行、國務院国有資産監督管理委員会、市場監督管理総局、中国銀行保険監督管理委員会、中国证券監督管理委員会、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する。

知的財産権が産業イノベーションの発展に融和することを促進する。専利集約型産業を育成し、専利集約型産業の認定業務を模索し、地方による専利集約型産業の育成目録作成を指導し、専利集約型産業の付加価値の算定および発布メカニズムを整備し、専利集約型産業の育成に係る監視および評価を強化する。商標ブランド戦略を実施し、馳名商標の保護を強化し、ブランドの国際影響力を向上させる。著作権のイノベーション発展プロジェクトを実施し、著作権産業クラスターを構築し、著作権の技術発展支援を強化する。地方による地理的表示製品生産額の統計制度の確立を促進し、地理的表示関連産業の発展と利益の連結メカニズムを整備し、先端企業によるけん引的役割を発揮させ、より多くの市場主体が地理的表示関連産業の融合的発展に参入するよう誘致する。環境配慮型知的財産権の統計および監視を整備し、環境配慮型科学技術関連専利の産業化を促進し、産業の環境配慮型構造転換を支援する。（中央宣伝部、農業農村部、市場監督管理総局、国家統計局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

コラム9 商標ブランド構築プロジェクト

商標ブランド推進業務体系を構築、整備する。製品品質の監督体系を整備し、情報交流・共有メカニズムを整備して監督し、商標ブランドの品質を向上させる。業界団体、高等教育機関、科学研究機関などによるサービスの商標ブランドの発展への後押しを誘導し、ブランドの品質について研究、評価、監視を行う。地域ブランドを発展させ、新型農業、先進的な製造業、現代的なサービス業などの産業クラスターのブランド商標化を促進する。商標ブランドの指導ステーション設立を促進し、商標ブランドの育成援助への指導を強化する。

企業による商標ブランド戦略の実施を促進する。商標ブランドの資産管理を強化し、商標使用についてのガイドを強化する。商標配置の海外展開を支援し、市場競争力、国際影響力を持つ馳名商標ブランドを育成し、中国国際商標ブランド祭などの宣伝活動展開を支援し、中国の商標ブランドのグローバルな普及を強化する。（国家知識産権局が主導し、工業・情報化部、農業農村部、市場監督管理総局などが職責に応じて責任を分担する）

コラム10 著作権イノベーション発展プロジェクト

著作権産業発展の新たな優位性を構築する。省、市、県および産業団地向けに著作権モデル業務の促進を継続する。国の著作権イノベーションの発展拠点を建設する。全国の著作権展示会における許可取引の体系を構築する。文化・文化財関連組織による文化創造製品の開発試行業務の促進を継続する。著作権登録体制およびメカニズムを整備する。リソース配置を最適化し、国家戦略に適合して産業および地域特性を反映した良質な著作権産業クラスターを構築する。

著作権の取引、保護およびサービスが一体となった発展を促進する。著作権作品の国際連携および宣伝チャネルを開拓し、ラジオ、テレビおよびインターネットで視聴する優良作品の著作権リソースを作り出し、中国の優秀な作品の輸出、外国の優秀な作品の輸入を促進し、著作権保護技術、基準の研究および応用を促進し、各種作品の価値評価、登録・認可、質権設定による融資などのサービスを強化する。著作権の権利確認、使用および保護へのブロックチェーン技術の導入を模索する。（中央宣伝部が主導し、文化・観光部、国家新聞出版广电総局などが職責に応じて責任を分担する）

地域経済の協調発展を後押しする。中央と地方の連携協議メカニズムを最適化し、知的財産権に強い省・市の建設促進を継続し、省、市、県および産業団地に対し知的財産権強国建設の試行モデル業務を高度に展開し、イノベーション発展を支える知的財産権の運営メカニズムを模索する。地域間の連携・互助を強化し、東部、中部、西部および東北地区の知的財産権業務の共同発展を促進する。地方が地域発展の需要に適う知的財産権関連政策の体系構築を模索することを奨励する。北京・天津・河北省におけるハイエンド知的財産権サービス業の集中発展を促進する。長江デルタ地域が一体となり知的財産権を保護することを強化する。広東・香港・マカオペイエリアにおいて、知的財産権の国際連携の重要拠点を建設することを促進する。成都・重慶地区の2つの都市経済圏において、知的財産権に係る金融エコシステムを確立することを促進する。深センにおける中国の特色ある社会主義の先行モデル区の建設を支援し、知的財産権保護のベンチマーク都市を建設する。香港における地域知的財産権の貿易センターの建設を支援する。農業関連の知的財産権の運用を強化し、農村の振興を後押しする。（国家知識産権局が主導し、国家発展改革委員会、農業農村部、人民銀行、国家林業・草原局などが職責に応じて責任を分担する）

コラム 11 知的財産権による農村振興支援プロジェクト

専利技術による農業基盤強化を促進する。専利情報の援助を展開し、農業に係る専利技術の成果の実用化の水準を引き上げる。

商標ブランドによる農村の富裕化を促進する。農業関連製品の商標ブランド育成を展開し、良質な地理的表示製品を選択して援助を行い、農業関連ブランドの宣伝を強化する。

地理的表示による農村の振興を促進する。地理的表示による農村の振興支援活動を実施し、地理的表示の特色のある優位な産業団地建設を促進し、農業生産の「三品一標（訳注——有機農産品、緑色農産品、無公害農産品の三品と農産物の地理的表示の総称）」向上活動を実施し、品種の育成、品質向上、ブランドの創出および生産の標準化を促進し、地理的表示のある農産物が農村の特色ある産業発展をけん引するという県級地域の模範を創り出す。

新たな品種が農村に実益をもたらすことを促進する。優良な植物の新品種育成および産業化を強化し、農作物の品種改良の革新を促進し、独自の知的財産権を持つ優良な品種の育成を加速させ、良質な植物の新品種の育成および実用化を図る。（農業農村部、市場監督管理総局、国家林業・草原局、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

五. 人民のための利便性向上に資する知的財産権サービス体系を構築し、イノベーション成果により人民にさらなる恩恵をもたらすことを促進する

（十一）知的財産権の公共サービス能力の向上。

知的財産権に係る新型インフラ施設の建設を加速させる。全国一体型のビッグデータセンターシステムにより、国の知的財産権ビッグデータセンターおよび公共サービスプラットフォームを整備し、知的財産権公共サービスのインテリジェント化レベルを引き上げる。地方における知的財産権公共サービスプラットフォームおよび特定データベースの構築を促進し、戦略的新興産業クラスターの所在地において知的財産権公共サービスプラットフォームを構築することを優先的に支援し、知的財産権の公共サービスプラットフォームと業界・産業情報サービスプラットフォームとの相互運用を促進し、知的財産権による公共サービスのアクセシビリティおよび普遍的な恩恵を高める。知的財産権のネットワークセキュリティを強化し、ネットワークセキュリティの総合的な予防・制御体系を整備し、ネットワークセキュリティの総合的な保障能力を増強し続ける。（国家知識産権局が主導し、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、国家発展改革委員会、財政部などが職責に応じて責任を分担する）

コラム 12 知的財産権公共サービスの情報化・インテリジェント化プロジェクト

国の知的財産権ビッグデータセンターを建設する。全世界の専利、商標、地理的表示、集積回路設計などの知的財産データを集め、知的財産データと、経済、科学技術、産業などの情報との融合を実現する。機械学習、AIなどの技術を

利用し、知的財産権の登録・登記、公布・公告、紛争調停、質権設定の許可などの情報に対するスマート監視を強化し、イノベーション状況の分析などのテーマの掘り起こしを行う。スマートデータサービスを提供し、各種知的財産データのスマート分析を実現し、合理的な意思決定などにデータ支援を提供する。

国の知的財産権公共サービスプラットフォームを整備する。全国一体型の政務サービスプラットフォーム、国の「インターネット+監督管理」システムを連結し、知的財産権の行政による法執行の保護支援、行政再審議、知的財産権の登記簿・登録簿の応用、電子商取引分野の知的財産権の保護、知的財産権の監督管理代理、異常な申請の監督管理、知的財産権照会などの政務サービスを最適化する。社会一般に対し専利、商標、地理的表示、集積回路設計などのワンストップ式スマート照会・調査サービスを提供し、知的財産権公共サービスの円滑化、集約化、効率化を実現する。（国家知識産権局が主導し、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、国家発展改革委員会、財政部などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権公共サービス体系を整備する。知的財産権公共サービスネットワークを整備し、イノベーションを支援する公共サービスの作業メカニズムを整備する。公共サービスの中核的な要所となる等級・分類の構築を推進し、省レベルの公共サービス機関の完全な適用を実現し、行政区または市レベルの公共サービス機関の適用率を50%にするよう努力し、条件の整った県（市・区）における総合的な公共サービス機関の設立を奨励する。行政地域を越えた知的財産権公共サービスの協力実施を支援する。知的財産権公共サービスネットワークの配置を最適化し、高等教育機関、科学研究機関、科学技術社会団体、公共図書館、科学技術情報機関、産業団地の生産性促進機関などの知的財産権情報公共サービス能力を高める。技術・イノベーション支援センター、高等教育機関における国家知的財産情報サービスセンター、国家知的財産情報公共サービスネットワークの秩序ある発展を重点的に支援する。（国家知識産権局が主導し、教育部、科学技術部、工業・情報化部、文化・観光部、中国科学院、中国科学技術協会などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権公共サービスの供給レベルを高める。知的財産権データ規格の制定を強化し、データの品質を高め、データセキュリティを保護し、知的財産権の基礎データのリソース管理とサービス規範を整備する。知的財産権情報の発信・利用を強化し、知的財産権の基礎データの開放度を高め、データリソースの共有を促進する。知的財産権情報の利用に関する規範を整備し、知的財産権情報の利用に関する研究分析と公開を実施する。国際的な知的財産権データ規格の制定に積極的に参加し、国際的な知的財産権データの交換を強化する。サービス分野の政府調達を強化し、公共サービスの形式を刷新し、公共サービス製品の供給を充実させる。知的財産権公共サービスの規範化、標準化を強化し、知的財産権公共サービスの事項と範囲を明確にし、知的財産権公共サービスリスト制度を構築する。（国家知識産権局が責任を負う）

（十二）知的財産権サービス業の健全な発展の促進。

知的財産権サービス業を育成し発展させる。知的財産権の代理、法律、情報、コンサルティング、運営サービスの専門化とレベルアップを指導し、知的財産権に関する投融資、保険、資産評価などの付加価値サービスを開拓し、知的財産権サービス業の新業態・新モデルの発展を促進する。知的財産権サービス業の基本規格、サポート規格、製品規格、品質規格の制定・実施を加速する。専利代理機関の開業許可の審査認可における告知承諾制度の改革を深化する。国際的なハイレベルの知的財産権サービス機関が、規則に従い中国に常駐代表機関を設置するよう指導する。ブランド価値の向上行動を展開し、国際的、市場ベース、専門的な知的財産権サービス機関を育成する。国家知的財産権サービス輸出拠点を建設する。全国の開業専利代理師を4万人に到達させる。知的財産権サービス業の統計制度を整備する。知的財産権サービス業界団体が公益代理と権利保護援助を実施することを支援する。（国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、司法部、商務部、国家統計局などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権サービス業と地域産業の融合発展を促進する。重点地域、重点産業の需要に焦点を当て、知的財産権サービス業集合区の建設を最適化し、知的財産権サービスチェーンの上流、下流の優位性の相

互補完、多業態の協同発展を指導する。知的財産権サービスの重点産業、重要プロジェクトに合わせた作業メカニズムを構築し、専利ナビゲーションなどのハイエンドサービスを重点的に提供する。知的財産権サービス機関がイノベーション主体に対し、フルチェーンの専門的な知的財産権サービスを提供することを奨励し、企業の革新的発展と産業の構造転換・高度化を支援する。（国家知識産権局が主導し、工業・情報化部などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権サービス業の管理監督を強化する。計画制定、リストの抽出、結果の公示、データの保存など各抽出検査の作業手順を規範化し、「双随机、一公開（訳注——検査要員と検査対象を無作為抽出し、検査および処置の結果を速やかに公開する）」管理監督の完全な適用を実現する。知的財産権サービス業管理監督の長期的なメカニズムを構築する。部門や地域を跨ぐ協同管理監督メカニズムを整備する。年度報告、経営異常名簿、重大違法信用失墜企業名簿制度を整備し、信用評価を行い、評価結果の適用を普及させる。知的財産権サービス業の品質監視メカニズムを構築し、新技術を用いて違法行為の手がかりを迅速かつ正確に発見し、管理監督の効率を高める。知的財産権サービス業界団体の役割を十分に発揮し、業界の自主規制と懲戒を強化する。知的財産権サービス業の評価システムを構築し、サービス機関と従業員の評価データを適時に公開する。（国家知識産権局が責任を負う）

六、知的財産権の国際協力を推進し、開放型経済発展に寄与する

（十三）知的財産権のグローバル・ガバナンスに主体的に参与。

知的財産権の国際ルール体系の整備に積極的に参与する。世界知的所有権機関との協力・協議を強化し、知的財産権および関連する国際貿易、国際投資などの国際ルールと基準の整備を推進する。遺伝資源、伝統的知識、民間文芸、無形文化遺産、放送組織などの知的財産権の国際ルールの制定に積極的に参与する。デジタル分野などの新分野・新業態の知的財産権の国際ルールと基準の制定について積極的に研究、参与する。（中央宣伝部、外交部、商務部、文化・観光部、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

経済貿易に関する多国間・二国間知的財産権交渉を積極的に推進する。国際的な知的財産権紛争に適切に対応し、主要貿易パートナーとの知的財産権の協力・協議を強化する。関連交渉において知的財産権の議題を合理的に設置する。世界貿易機関の知的財産権に関する交渉への参与を深める。他の国や地域との自由貿易協定において、知的財産権の議題交渉を積極的に推進する。より多くの国と地域との間で地理標識協定の交渉を推進する。（中央宣伝部、外交部、商務部、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

（十四）知的財産権の国際協力レベル向上。

知的財産権の国際協力メカニズムの構築を強化する。「一帯一路」知的財産権協力を強化し、充実させ、「一帯一路」知的財産権協力プラットフォームを十分に利用し、協力プロジェクトの規模と備蓄を拡大する。中国と BRICS 諸国、中国と米国・欧州・日本・韓国、中国と日本・韓国、中国と ASEAN など、小規模・多国間の知的財産権協力を深く参与し、各国の政策や業務規則について交流を強化し、産業界が関連協力メカニズムに積極的に参加することを支援する。国境を越えた司法協力の手配を整備し、知的財産権侵害犯罪の防止・取り締まりのための国際協力を強化する。（中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、外交部、公安部、商務部、税関総署、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

コラム 13 「一帯一路」知的財産権協力プロジェクト

「一帯一路」知的財産権協力メカニズムの構築を強化する。「一帯一路」国家と地域の知的財産権を共同で建設するためのハイレベルな協力プラットフォームを構築し、知的財産権の協力を「デジタルシルクロード」、「イノベーションシルクロード」などの建設と連携して推進する。知的財産権情報、データリソースなどの分野の協力を推進する。

知的財産権能力向上プロジェクトの実施を強化する。「一帯一路」を共同で建設する国と地域に対し、専利サーチ、審査、研修などの多様なサービスを提供する。「一帯一路」国家と地域の共同建設に向けた知的財産権の研修を実施する。（国家知識産権局が主導し、外交部、商務部、国際発展合作署などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権の国際協力環境を最適化する。国際・地域組織、重点国・地域との知的財産権協力を深め、協力の配置を整備する。近隣国や発展途上国向けの知的財産権の研修を強化し、発展途上国の知的財産権能力開発を支援する。医薬品や新型コロナウイルスワクチンの研究開発などの重点分野での知的財産権の国際協力を強化する。貿易相手国と企業の知的財産権分野における事務レベルのコミュニケーション協調メカニズムを構築する。（中央宣伝部、外交部、工業・情報化部、商務部、国家衛生健康委員会、市場監督管理総局、国際発展合作署、国家薬品監督管理局、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会などが職責に応じて責任を分担する）

（十五）知的財産権保護の国際協力の強化。

海外での知的財産権の取得について利便化を図る。知的財産権審査業務の協力を強化し、「特許審査ハイウェイ」国際協力ネットワークを開拓し、関係国が専利、植物新品種などの審査結果を共有することを重点的に推進する。イノベーション主体が世界知的所有権機関のグローバルサービスシステムなどのチャンネルを合理的に利用し、海外での知的財産の配置の効率を高めるよう指導する。（国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、農業農村部、国家林業・草原管理局などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権の海外での権利保護に係る援助を強化する。国際的な知的財産権リスクの早期警告と緊急時対応メカニズムを構築し、知的財産権の海外関連リスクの防止体系を構築する。国際的な動向を把握するための研究拠点を設立し、営業秘密の保護、インターネット企業の海外進出などの重点最先端課題の研究を強化する。海外の知的財産権の情報サービス能力を高め、海外の展示会における知的財産権サービスステーションの作業メカニズムを構築、整備する。保険機関が海外の知的財産権侵害保険事業を実施することを奨励する。貿易投資促進機関の役割を積極的に発揮し、知的財産権の海外サービス保障業務を継続的に強化する。（中央宣伝部、商務部、市場監督管理総局、中国銀行保険監督管理委員会、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会などが職責に応じて責任を分担する）

コラム 14 対外貿易における知的財産権保護プロジェクト

海外での知的財産権紛争への対応のための指導体系の構築を強化する。知的財産権に関連する貿易相手国の調査報告メカニズムを構築し、知的財産権侵害犯罪を取り締まる国際的な法執行協力チャンネルを開拓し、重大事件の国境を越えた共同法執行行動を実施する。税関の国境を越えた協力メカニズムを構築し、知的財産権の税関での法執行情報の交換・共有を強化する。

海外での知的財産権リスク防止能力を高める。越境電子商取引における知的財産権保護ガイドラインを制定し、越境電子商取引プラットフォームが輸出入貿易における知的財産権リスクを防止するよう指導し、越境電子商取引プラットフォーム企業の国際化発展を効果的に支援する。海外の知的財産権制度環境に対する研究を強化し、重点国家知的財産権保護国別ガイドラインを作成・公開する。（中央宣伝部、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、最高人民検察院、公安部、商務部、税関総署、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

七. 知的財産権分野に係る人材と文化の構築を推進し、事業発展の基礎を固める

（十六）知的財産権人材チームの育成強化。

知的財産権分野の人材発展環境を最適化する。知的財産権学科の設置を推進し、学位授与権自主審査組織が手続に従い知的財産権の一級学科点を設置することを支援し、関連機関が手続に従い知的財産権の二級学科点を設置することを支援し、知的財産権修士専攻学位の設置を検討する。知的財産関連の専攻の高度化・デジタル化改造を推進し、質の高い知的財産権に関するカリキュラムを多数開発する。条件の整った理工系高等教育機関に知的財産権関連の専攻・コースの開設を奨励する。国家知的財産権人材育成拠点を設立する。知的財産権の職稱制度改革の実施を着実にを行い、知的財産権の人材評価体系を整備する。（教育部、人力資源・社会保障部、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権の人材能力レベルを高める。知的財産権人材分類研修体系を整備し、人材保障メカニズムを整備する。知的財産権の理論研究を強化し、知的財産権の研究管理メカニズムを整備し、シンクタンクの建設を強化し、地方が政策研究を実施することを奨励する。知的財産権の行政管理、行政による法執行、行政決裁者の育成を強化し、階層別、地域別に継続的なローテーション研修を実施する。企業・事業組織の知的財産権人材の育成を強化し、理論と実務の共同研修拠点を建設する。知的財産権サービス業人材研修システムを構築し、サービス業人材の専門能力を高める。知的財産権の国際化人材を積極的に育成する。（国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、市場監督管理総局などが職責に応じて責任を分担する）

（十七）知的財産権文化の構築強化。

知的財産権の広範囲にわたる宣伝構造を構築する。知的財産権強国の建設に焦点を当て、伝統メディアと新興メディアを統括し、メディア融合を行い、知的財産権のプレスリリース制度を構築する。政府活動の広報やメディアの報道発信がなされ、学術論文に影響を与え、国際的な文化交流が相互に促進されるような、知的財産権の広範囲にわたるコミュニケーションマトリクスを構築、整備する。全国知的財産権広報週間、中国知的財産権年次総会などのブランド広報活動を継続して活用する。中国の知的財産権を的確に語り、文明大国、責任ある大国のイメージをアピールする。（国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、国家新聞出版広電総局などが職責に応じて責任を分担する）

コラム 15 知的財産権普及および教育プロジェクト

知的財産権の学校での普及教育を推進する。高等教育機関や小中高校における知的財産権に関する基礎的な普及教育の実施を支援する。知的財産権の専門家が学校で活動を展開することを奨励し、知的財産権の教育と学校での革新実践活動との融合を促進し、全国の小中高校での知的財産権教育と全国の高等教育機関学生の著作権に関する作文活動を継続的に推進する。技能職業学校の知的財産権教育の普及を推進し、知的財産権普及教育を全国の専門技術者の継続教育の重要内容とする。

幹部研修クラスへの知的財産権の導入を推進する。知的財産権のカリキュラムを最適化し、党・政府の指導幹部と国有企業の責任者に対する知的財産権の広報研修を強化する。（国家知識産権局が主導し、中央組織部、中央宣伝部、教育部、人力資源・社会保障部、中国科学技術協会などが職責に応じて責任を分担する）

知的財産権文化の理念を十分に育成する。社会全体の知的財産権に対する尊重と保護の意識を強め、知的財産権文化と法治文化、伝統文化、革新文化、信義誠実文化との深い融合を推進する。鋭意革新・信義誠実の経営を行う典型的な企業を積極的に宣伝し、企業が知的財産権の尊重と保護の社会的責任を自覚的に履行するよう指導する。時代や市井の人々、生活に密着した知的財産権文化の惠民活動を実施する。知的財産権文化のインフラ建設を強化する。「インターネット+」知的財産保護クラウドミュージアムの設立を模索する。中西部地域の知的財産権文化への投資を強化する。知的財産権文化の構築に関する理論的・学術的研究を行い、文化を媒体とし、文化のソフトパワーを高める。（国家知識産権局が主導し、中央宣伝部、司法部、文化・観光部などが職責に応じて責任を分担する）

八. 実施の保障

（十八）組織による指導の強化。

知的財産権業務に対する党の全面的な指導を堅持し、国務院の知的財産権戦略実施業務に関する部門合同会議の役割を十分に発揮し、業務メカニズムを整備し、業務の相乗効果を形成し、党中央、国務院の知的財産権業務に関する各政策決定を確実に実践する。各地域、各関連部門は責任意識を強化し、緊密に連携し、実情に合わせて業務の重点をさらに明確にし、本計画が配置するそれぞれの任務と措置を確実に実行しなければならない。国家知識産権局は組織による調整を強化し、責任分担を明確にし、目標と任務を細分化し、広報と解説を強化し、年度の推進計画を策定し、計画の秩序ある推進を確保しなければならない。

らない。関連する社会団体と業界団体は積極的に計画実施に参加し、主体的に役割を果たさなければならない。（国家知識産権局が主導し、関連部門と地方各級人民政府などが職責に応じて責任を分担する）

（十九）イノベーションの探求の奨励。

各地で草の根の創始精神を発揚し、計画実施中のペインポイント、困難な問題に対し、主体的に動き、発想の革新を図り、実務に役立ち、合理的で的確な具体的措置の蓄積を積極的に模索し、関連政策と措置を絶えず充実させ、整備しなければならない。各関係部門は好ましい環境を整え、条件の整った地域での先行試験を支援しなければならない。（地方各級人民政府と関連部門が職責に応じて責任を分担する）

（二十）投資活動の強化。

マルチチャンネルの投資メカニズムを整備し、重要プロジェクトの実施計画を推進し、計画の効果的な実施を促進する。知的財産権業務の政策とリソースに対する支援を強化する。社会資本の積極的な参与を奨励し、投資モデルとメカニズムを刷新し、リソース配置における市場の決定的な役割を十分に発揮させる。（関連部門と地方各級人民政府が職責に応じて責任を分担する）

（二十一）業務実施に対する全力な指導。

国家知識産権局は、関連部門と共に計画実施状況の追跡・監視を強化し、第三者評価などの形で計画実施の中間評価と総括評価を行い、典型的な経験と実践をまとめて普及させ、計画実施上の問題点を明らかにし、その解決のための対策を検討する。監督・検査を強化し、任務の実行を確保し、重要な状況は国務院に適時に報告する。（国家知識産権局が主導し、関連部門が職責に応じて責任を分担する）

出典：2021年10月28日付け「中華人民共和国中央人民政府」ウェブサイト

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。